



目次

訓令	ページ
◎技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令	1
◎職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	1

訓 令

高知県訓令第5号

本 庁
各出先機関

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年12月高知県訓令第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改める。

第5条中「を準用する」を「の規定を準用する」に改める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（勤務時間の特例措置）」を付し、付則に次の1項を加える。

- 3 職員のワークライフバランスの推進を図るため、当分の間、第3条第1項後段に規定する勤務時間について、夏期における朝型勤務のための特例を設けるものとし、その実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月13日から施行する。

高知県訓令第6号

本 庁
各出先機関

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年9月高知県訓令第27

号）の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（勤務時間の特例措置）」を付し、付則に次の1項を加える。

- 3 職員のワークライフバランスの推進を図るため、当分の間、第2条に規定する勤務時間について、夏期における朝型勤務のための特例を設けるものとし、その実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月13日から施行する。